

平成 27 年度 特別支援学校機能強化モデル事業 成果報告

(1) 特別支援学校のセンター的機能充実事業

団体名	山梨県教育委員会
-----	----------

【事業概要】

1. 事業実施前の現状と課題

本県では、平成 20 年度から 24 年度まで実施した「特別支援教育総合推進事業」により、各学校の教員の専門性の向上、通級指導教室担当者や特別支援学校コーディネーターによる巡回相談事業の実施や専門家チームによる困難事例への対応、地区及び専門部特別支援連携協議会による地域・障害種別のネットワークや支援体制の構築等に取り組んできた。しかし、障害による困難さに加え、不適切な養育環境による不適応行動、虐待事例等、学校だけでは対応が困難な事例が増加し、小・中学校等からの相談・支援のニーズも多様化してきた。それらのニーズに対応するために、医療、福祉、心理等の外部専門家の活用により、特別支援学校のセンター的機能や総合教育センターの相談機能、巡回相談事業等の機能を強化する必要があった。

特別支援学校では、本事業実施前から、看護師の配置等を行い、医療的ケアに関する教員の専門性の向上に取り組んだが、教育指導全般にわたり、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理士等（以下「PT等専門家」という。）の専門家を活用し、教員の専門性の向上を図ることも求められていた。

平成 25～26 年度は、文部科学省から特別支援学校のセンター的機能充実事業の委託を受け、医療、福祉、心理等の外部専門家を活用することにより、特別支援学校のセンター的機能や総合教育センターの相談機能、巡回相談事業等の強化を図った。本県では PT 等専門家の絶対数が少ないことに加え、学齢期の児童生徒を専門とする PT、OT、ST の人数が少ないこともあり、本事業において活用できる人材を確保することが課題であった。平成 26 年度は、各療法士会、臨床心理士会をはじめとする関係機関や関係者の協力を得る中で、活用できる人材や配置時間を増やすことができ、PT 等専門家配置校の教員の専門性の向上だけでなく、他の特別支援学校に派遣して研修会を開催すること、センター的機能の発揮においてコーディネーターに帯同して助言することなど、配置校以外の教員の専門性の向上や各特別支援学校のセンター的機能の強化にもつながった。

しかし、各学校によるセンター的機能や総合教育センターの相談機能の活用状況について、積極的な活用をしている学校とそうでない学校があること、インクルーシブ教育システムの構築が進む中、各学校からの相談内容が多様化し、個々の障害の状況に合わせた「合理的配慮」を提供するための助言・援助も求められるようになってきたことなどが、PT 等専門家の効果的な活用を進める上での課題となっていた。

2. 事業を通じて得られた成果と課題

【成果】

- ・ 専門家の人材確保については、関係機関連絡調整会議を開催し、山梨県の各療法士会、臨床心理士会をはじめとする関係機関、関係者の協力を得る中で、ST が増員し、PT の勤務時間も増やすことができた。それにより、配置校以外の特別支援学校での派遣活用やセンター的機能の発揮における小・中学校等の相談への活用が一層しやすくなった。
- ・ PT 等専門家を配置している特別支援学校では、児童生徒の実態把握、支援方法、環境調整等

に関する助言を受け、指導方法の改善等、専門性の向上に役立てることができた。また、本事業開始当初は、PT等専門家の活用方法について、それぞれの専門家の専門性を生かし切れない状況があったが、徐々にそれぞれの専門家の専門性を生かした有効な活用が行われるようになった。

- ・PT等専門家配置校以外の特別支援学校においては、PT等専門家配置校や総合教育センターからの派遣活用により、教員の専門性を向上させるための研修会の開催、センター的機能の発揮においてコーディネーターにPT等専門家が帯同しての助言など、活用実績が昨年度に比べて増えた。特別支援学校のセンター的機能の発揮において、PT等専門家が帯同しての助言・援助が、具体的な「合理的配慮」の提供につながった事例もあった。
- ・総合教育センターにおいては、心理士の配置とSTの専門家配置校からの派遣活用を行い、小・中学校等の相談に対するPT等専門家の活用実績が昨年度に比べ増えた。また、県内の通級指導教室に心理士とSTを派遣して専門的な視点からの助言・援助を行った。発達障害や言語障害の児童生徒への指導に関して専門性の向上を図るとともに、経験の豊富な教員の退職等に伴い通級指導教室担当教員の人材育成が課題となっている中、人材の育成にもつながった。
- ・総合教育センターにおいて実施した、特別支援学校コーディネーター資質向上事業では、PT等専門家や国立特別支援教育総合研究所の研究員を講師とした研修等を実施し、センター的機能の発揮における小・中学校、高等学校等への支援の在り方等について技術的な向上を図ることができた。
- ・各特別支援学校のコーディネーターが出席するコーディネーター会議において、各特別支援学校におけるPT等専門家の活用についての事例報告やPT等専門家の有効な活用方法について検討を行った。それにより、PT等専門家の有効活用が各特別支援学校に広がり、コーディネーター同士の連携を深めることにもつながった。
- ・スーパーバイザー会議については、市教育委員会の依頼により、就学に関わって保護者との合意形成が難航していた事例の検討を行い、県教育支援員会につなぐことができた。県教育委員会と市町村教育委員会が障害のある幼児児童生徒の就学に関わる具体的な事例について連携を図る機会にもなっている。
- ・国立特別支援教育総合研究所研究員や大学教員を講師に、特別支援学校教員や特別支援学級担任、中・高特別支援教育コーディネーターを対象にした研修会を開催した。特別支援教育におけるICT活用やキャリア教育、通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化について具体的な実践事例等を通して学ぶことができ、教員の専門性の向上につながった。
- ・分校を含む全ての県立特別支援学校で特別支援学校専門家活用研修を実施した。各特別支援学校が対象とする障害種や実状等に合わせて主体的に校内研修会を企画、実施したことにより、各特別支援学校が目通りの幼児児童生徒の指導にすぐに結びつく内容を取り上げ、効果的に教員の専門性の向上を図ることができた。
- ・高等学校に対する支援については、富士見支援学校に設置した「高校生こころのサポートルーム」での取組を中心に行った。本事業により配置した心理士を活用する中で、特別な教育的支援を必要とする高校生の指導について、高等学校の教員に対する助言・援助を行うことができた。担当するコーディネーターについても、相談後の支援検討や心理検査の読み取りなどを心理士と共に行う中で専門性の向上につながった。

#### 【課題】

- ・PT等専門家の配置校以外の特別支援学校での活用実績が増えてきたことにより、配置校内で

の活用との調整を図っていかなければならない。これまでの取組によりコーディネーターの専門性も向上しているので、センター的機能における専門家の派遣やコーディネーターへの帯同については、ケースごとにその必要性を検討して実施する必要がある。

- ・ P T等専門家の配置について、P T、O T、S T、心理士に加えて、視覚障害の幼児児童生徒の指導に関わる教員の専門性の向上を図るため、視能訓練士（O R T）の配置についても、検討する必要がある。
- ・ 専門家配置校以外の特別支援学校での派遣活用も進み、有効な活用が行われるようになった。本事業の成果を県内の全ての特別支援学校にも拡大するため、P T等専門家の配置校を増やしていく必要がある。
- ・ インクルーシブ教育システムの推進により、小・中学校に就学する子供たちの障害の状態等が多様化してきている。スーパーバイザー会議において、指導が難しい事例についての助言・援助ができることについて、特別支援学校のコーディネーターや市町村教育委員会、小・中学校等に一層の周知を図る必要がある。また、特別支援学校に在籍する障害が重度の幼児児童生徒への指導方法に関することや、特別支援学校高等部及び高等学校に在籍する障害のある生徒の就業に関わる相談についても対応できることを周知する必要がある。
- ・ 特別支援学校だけでなく小・中学校等においても幼児児童生徒の障害の状態等が多様化している状況の中で、全ての学校の教員の専門性向上について、これで十分と言えることはない。今後も更なる専門性の向上を目指し、P T等専門家を活用した教員の専門性の向上、特別支援学校のセンター的機能の強化の取組を進める必要がある。
- ・ 通級指導教室担当教員は、地域の小・中学校に対する支援の中心的な役割を担っている。通級指導教室を利用する児童生徒についても障害の状態等が多様化し、指導が難しい事例が出てきている。今後も、S T、心理士等を活用して専門性の向上を図る取組を進める必要がある。
- ・ 「合理的配慮」の内容について、個別の教育支援計画に明記することが望ましいとされている。P T等専門家の活用や特別支援学校のセンター的能の発揮等により、小・中学校等における「合理的配慮」の提供に関する理解を深めることや、具体的な「合理的配慮」の内容についての助言・援助を行うことにも取り組む必要がある。

### 3. 解決策（次年度の重点的取組等）

- ・ 地域の特別支援教育の中核となる通級指導教室担当教員の専門性の向上については、通級指導教室担当教員、学識経験者、通級指導教室設置教育委員会職員、県教育委員会職員により「通級指導専門性充実検討会議」を開催し、その中で通級による指導担当教員等の専門性向上に向けた研究及び研修のより効果的な方法について検討し、評価する。また、拠点校を定め、学識経験者、S Tや心理士等の外部専門家、指導主事を派遣し、拠点校を中心とした研究を推進するとともに、研究成果を県内の通級指導教室に広める。さらに、県内の通級による指導担当者を対象とした研修会を実施し、専門性の向上に取り組む。
- ・ 本県は、障害のある幼児児童生徒に対応する専門機関や人材が限られているため、専門機関やP T等専門家の人材を全県で効果的に活用する必要がある。そこでP T等専門家の配置校を増やすとともに、県総合教育センターを中心に、特別支援学校間の連携ネットワークを構築し、全県を対象としたスクールクラスターのシステムを構築することに取り組む。

#### 4. 事業成果の維持・発展に向けて

- ・本事業の実施により得られた成果を維持・発展させるための事業として、平成28年度より「インクルーシブ教育システム推進事業」を実施する。インクルーシブ教育システムの推進のため、PT等専門家の特別支援学校への配置を継続するとともに、PT等専門家を活用した更なる教員の専門性の向上、特別支援学校のセンター的機能の質的な向上や効果的な発揮を目指す。

#### 【推進地域及び指定校一覧】

推進地域	指定校	
山梨県下全域	1	山梨県立盲学校
	2	山梨県立ろう学校
	3	山梨県立甲府支援学校
	4	山梨県立あけぼの支援学校
	5	山梨県立わかば支援学校
	6	山梨県立わかば支援学校ふじかわ分校
	7	山梨県立やまびこ支援学校
	8	山梨県立富士見支援学校
	9	山梨県立富士見支援学校旭分校
	10	山梨県立ふじざくら支援学校
	11	山梨県立かえで支援学校
	12	山梨県立高等支援学校桃花台学園